

回 答 書

令和8年4月24日（金）17時15分までに提出のあった、「企業版ふるさと納税マッチングサポート業務」公募型プロポーザルに関する質問書に関し、次のとおり回答いたします。

質問	回答
<p>■委託料率 当社は委託料一律20%で対応しているが、変更、協議は可能か。</p>	<p>業務仕様書（6 業務委託料）のとおり、委託料率は15%を上限とする。15%を超える委託料率は認めない。</p>
<p>■成果認定（直接寄附） 受託者が関与した企業が、受託者を介さず直接自治体へ寄附申出書を提出した場合であっても、受託者の関与が証明できれば成果対象として協議可能か。</p>	<p>業務仕様書（4 業務の内容（3）企業への文書作成依頼）のとおり、本業務における紹介等が寄附の契機となったことが確認できる文書を本市へ提出するように企業へ依頼すること。原則、その文書の提出をもって成果対象として計上するが、それにより難しい事情がある場合は別途協議を行うこととする。</p>
<p>■知的財産権の帰属 本業務を通じて作成したパンフレット等の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は受託者に帰属するという認識でよいか。</p>	<p>企業版ふるさと納税の概要説明資料を受託者が作成した場合、その著作権は原則として受託者に帰属する。</p> <p>ただし、寄附対象事業の説明資料については本市が受託者に提供するため、受託者は当該資料を用いて業務を実施するものとする。</p> <p>なお、本市が提供した資料内の写真や文章等を受託者独自の様式に引用・転載した場合、その引用部分にかかる著作権は本市に帰属するものとする。</p>